



各 位

2021年11月10日

会 社 名 **株式会社 キッツ**
 代表者名 代表取締役社長
 河野 誠
 コード番号 6498(東証第一部)
 問合せ先 経理部長
 別所 研一
 Tel (043) 299 - 0114

当社の「社外役員独立性判断基準」改定に関するお知らせ

当社は、2021年11月10日開催の取締役会において、当社の「社外役員独立性判断基準」(以下、「本基準」)を改定することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定の目的

2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、当社のガバナンスの向上に適した独立性のある社外役員候補者の選定基準に関する改定を行ったほか、基準項目の定義をより明確にするなどの改定を行いました。

2. 独立役員の指定

本基準の改定に伴い、当社の社外役員(社外取締役及び社外監査役)の全員が東京証券取引所の定める社外役員の独立性の判断に関する基準及び当社の本基準のすべてを満たすため、当社は、その全員を独立役員に指定します。

3. 本基準の詳細

改定後の基準は、当社ウェブサイトの「社外役員独立性判断基準」をご参照ください。

https://www.kitz.co.jp/sustainability/governance/shagaiyakuin_20211110.pdf

本基準の改定内容は次の通りです。

(下線は変更箇所を表示します)

改定前	改定後
<p><u>社外役員の独立性の判断に関する基準</u></p> <p>当社は、社外役員(社外取締役・社外監査役)が下記①乃至②のいずれの事項にも該当しない場合に「独立性」があると判断いたします。</p> <p>① 当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)の業務執行者(業務執行取締役、執</p>	<p><u>社外役員独立性判断基準</u></p> <p>当社は、社外役員(社外取締役・社外監査役)または社外役員候補者が会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ下記①乃至②のいずれの事項にも該当しない場合に「独立性」があると判断いたします。</p> <p>① 当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という)の業務執行者(注1)または過去10</p>

<p><u>行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者もしくはその他の使用人。以下同じ）または過去 10 年間に於いて当社グループの業務執行者であった者</u></p>	<p>年間(注2)において当社グループの業務執行者であった者</p> <p>(注1)「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者であつて、業務執行取締役その他の使用人のほか、執行役員、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者を含む。</p> <p>但し、①及び②における社外監査役の独立性判断においては、「業務執行者」に非業務執行取締役を加える。</p> <p>(注2)「過去10年間」とは、社外役員への就任前10年間をいう。但し、当該過去10年内のいずれかのときにおいて、当社グループの非業務執行取締役または監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間を意味する。</p>
<p>② <u>当社グループを主要な取引先とする者(当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であつて、直近事業年度における取引額〔当社グループから支払う額〕がその者の年間連結売上高の2%以上の者)またはその業務執行者</u></p>	<p>② <u>当社グループを主要な取引先とする者(注3)またはその業務執行者</u></p> <p>(注3)「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であつて、直近事業年度における取引額(当社グループがその者に支払う額)がその者の年間連結売上高の2%以上の額となる者をいう。</p>
<p>③ <u>当社グループの主要な取引先(当社が製品又はサービスを提供している取引先であつて、直近事業年度における取引額〔その者が当社グループに支払う額〕がその者の年間連結売上高の2%以上である者)またはその業務執行者</u></p>	<p>③ <u>当社グループの主要な取引先(注4)またはその業務執行者</u></p> <p>(注4)「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であつて、直近事業年度における取引額(その者が当社グループに支払う額)が当社グループの年間連結売上高の2%以上の額となる者をいう。</p>
<p>④ <u>当社グループが借入れを行っている主要な金融機関(直近事業年度における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している金融機関またはその親会社もしくは子会社)またはその業務執行者</u></p>	<p>④ <u>当社グループが借入れを行っている主要な金融機関(注5)またはその業務執行者</u></p> <p>(注5)「主要な金融機関」とは、直近事業年度末における当社グループの連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している金融機関またはその親会社もしくは子会社をいう。</p>
<p>⑤ <u>当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士等の法律専門家、公認会計士または税理士等の会計専門家またはコンサルタントである者(但し、当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事その他の業務執行者である者)</u></p>	<p>⑤ <u>当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産(注6)を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士もしくは税理士等の会計専門家またはコンサルタントである者(但し、当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事その他の業務執行者である者)</u></p> <p>(注6)「多額の金銭その他の財産」とは、当該財産を得ている者が個人の場合は直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益、法人・組合等の団体である場合は過去3事業年度の平均で当該団体の連結売上高または総収入額の2%以上の額の金銭その他の財産上の利益をいう。</p>
<p>⑥ <u>当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者</u></p>	<p>⑥ <u>当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者</u></p>
<p>⑦ <u>当社グループから年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者(但し、当該寄</u></p>	<p>⑦ <u>当社グループから多額の寄付または助成(注7)を受けている者(但し、当該寄付または</u></p>

<p>付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者である者)</p> <p>⑧ 当社の主要株主 <u>(直接保有・間接保有を問わず、直近の事業年度末において議決権保有割合5%以上を保有する株主)</u> または当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者</p> <p>⑨ 当社グループが大口出資者 <u>(当社グループが直近の事業年度末において相手方の議決権の5%以上の出資をしている者)</u> となっている者またはその業務執行者</p> <p>⑩ 当社グループから取締役(常勤・非常勤)を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者</p> <p>⑪ 過去3年間において、上記②乃至⑩に該当していた者</p> <p>⑫ <u>当社グループの業務執行者のうち業務執行取締役、執行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者の近親者(配偶者または二親等以内の親族。以下同じ)及び上記②乃至⑩に該当する者の取締役、執行役、執行役員、顧問その他役員に準ずる地位にある者の近親者である者</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者である者)</p> <p><u>(注7)「多額の寄付または助成」とは、直近事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産の寄付または助成をいう。</u></p> <p>⑧ 当社の主要株主 <u>(注8)</u> または当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者</p> <p><u>(注8)「当社の主要株主」とは、直接保有・間接保有を問わず、直近の事業年度末において議決権保有割合5%以上を保有する株主をいう。</u></p> <p>⑨ 当社グループが大口出資者 <u>(注9)</u> となっている者またはその業務執行者</p> <p><u>(注9)「大口出資者」とは、当社グループが直近の事業年度末において相手方の議決権の5%以上の出資をしている者をいう。</u></p> <p>⑩ 当社グループから取締役(常勤・非常勤)を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者</p> <p>⑪ 過去3年間において、上記②乃至⑩に該当していた者</p> <p>⑫ <u>以下のいずれかに該当する者(但し、重要な地位にある者(注10)に限る)の近親者(注11)</u></p> <p>(1) <u>現在、当社グループの業務執行者または非業務執行取締役である者</u></p> <p>(2) <u>過去3年間において当社グループの業務執行者であった者</u></p> <p>(3) <u>上記②乃至⑩に該当する者</u></p> <p><u>(注10)「重要な地位にある者」とは、取締役、執行役員、顧問、相談役その他役員に準ずる地位にある者または部長相当職以上の上級管理職にある使用人をいう。</u></p> <p><u>但し、(3)においては社外取締役を除く。</u></p> <p><u>(注11)「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

以上